施行令第112条第５項第１号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）（同条第11項において準用する場合を含む。）」を削り、同第六号中「「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七（一）「当期分の青色欠損金」）」を「(8)」に改め、

「「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七（一）「当期分の青色欠損金額」）」を「(8)」に改め、同第九号中「又は令和２年旧令第112条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）」を削り、同第十一号を次のように改める。

11　当該事業年度が法第57条第２項に規定する合併等事業年度である場合には、同項に規定する被合併法人等（(1)及び(2)において「被合併法人等」という。）の最後事業年度（適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。(1)及び(2)において同じ。）の確定申告書に添付された別表七（一）（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める書類）の写しを添付すること。

(1)　当該被合併法人等の最後事業年度について修正申告書の提出又は更正で、別表七（一）の各欄に記載すべき金額に異動があるものがされていた場合　当該修正申告書又は当該更正に係る更正通知書（国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書をいう。(2)において同じ。）のうち、最も新しいものに添付された同表又は同表の各欄に記載すべき金額が記載された書類

(2)　当該被合併法人等の最後事業年度が連結事業年度である場合　当該最後事業年度の連結確定申告書（令和２年旧法第２条第32号に規定する連結確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税法施行規則別表七の二付表一（当該最後事業年度について修正申告書の提出又は更正で、同表の各欄に記載すべき金額に異動があるものがされていた場合には、当該修正申告書又は当該更正に係る更正通知書のうち、最も新しいものに添付された同表又は同表の各欄に記載すべき金額が記載された書類）のうち当該被合併法人等に係るもの

別表七の二付表一の表中「関連法人対象事業年度の欠損金発生額（関連法人対象事業年度のそれぞれの別表七（一）「当期分の青色欠損金」）」を「関連法人対象事業年度の欠損金発生額（関連法人対象事業年度のそれぞれの別表七（一）「当期分の青色欠損金額」）」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

1　この表は、法人が令第112条第５項第１号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当するときに記載すること。

別表七の二付表一の記載要領第三号中「「関連法人対象事業年度の欠損金発生額（関連法人対象事業年度のそれぞれの別表七（一）「当期分の青色欠損金」）」を「(6)」に改め、同第四号中「「関連法人対象事業年度の欠損金発生額（関連法人対象事業年度のそれぞれの別表七（一）「当期分の青色欠損金額」）」を「(6)」に改め、同第四号中「第９項、」を「第９項又は」に、「。以下この号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法第57条第４項、第５項若しくは第９項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は令和２年改正法附則第20条第４項」を「）附則第20条第４項」に改め、同第五号中「又は当該資産若しくは平成29年旧令第112条第７項に規定する支配関係発生日において有する資産（平成29年旧令第123条の８第３項第１号から第５号まで（特定資産に係る譲渡等損失額の損益不算入）に掲げる資産に該当するものを除く。）について生じた令和２年旧令第123条の８第４項に規定する譲渡等特定事由による損失の額の合計額及びこれらの資産の譲渡若しくは評価換えによる利益の額の合計額」を削る。

別表七の二付表三の表中「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七（一）「当期分の青色欠損金」）」を「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七（一）「当期分の青色欠損金額」）」に改め、同表の記載要領第三号中「「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七（一）「当期分の青色欠損金」）」を「(8)」に改め、

「「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七（一）「当期分の青色欠損金額」）」を「(8)」に改め、同第四号を次のように改める。

4　対象法人が法第57条第３項（欠損金の繰越し）に規定する被合併法人等（(1)及び(2)において「被合併法人等」という。）であり、かつ、令第113条第１項第２号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の支配関係発生前事業年度（同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度をいう。(1)及び(2)において同じ。）の確定申告書に添付された別表七（一）（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める書類）の写しを添付すること。

(1)　当該被合併法人等の支配関係発生前事業年度について修正申告書の提出又は更正で、別表七（一）の各欄に記載すべき金額に異動があるものがされていた場合　当該修正申告書又は当該更正に係る更正通知書（国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書をいう。(2)において同じ。）のうち、最も新しいものに添付された同表又は同表の各欄に記載すべき金額が記載された書類